

財務省告示第二百九十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、

平成十九年八月三十日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十九年九月七日

財務大臣 額賀 福志郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項の適 用等	三 発行方法	四 募入決定の 方法	五 発行額
<p>利付国庫債券（二十年）（第四十 一回、第四十二回、第四十五回、第 四十六回、第五十回、第五十一回、 第五十三回、第五十四回、第五 十五回、第五十六回、第五十八 回及び第五十九回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。この規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号）に規定す る利回りに応じた者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札に よる 発行 して 行 わ れ る 入 各 申 込 み の うち 利 回 り 格 差 の 小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。その応募額を順次 額面金額で九百九十九億円 内訳（別表のとおり）</p>				

十四
利
子

十五
十六
十七

償還
償還
入札
準と
各発行
象国
利回
の対

第十号に規定する発行の期
と、各支払の期におき
算式によつて算出する
う。ただし、支出の期
日に当たつては、その
日に支払つた額を、翌
す。期に於ては、規定

各発行対象国債の利率 $\times 100 \times 1$
/ 2

（別表のとおり）
額、金額、年、月、日
平成十一年八月二十
本証券協会の発行表
店頭売買の対象とす
れ。各発行の利率の
単利の平均値の

るものとして、振替口座簿中の
のついで、前記の算式
金額に百分の十を乗じ、
金額に百分の十を乗じ、
時、又は、外国債の発行
住者は、前記の法による
に、又は、前記の法による
出た金額に、
は、外国税を乗じた額を
得税の率を乗じた額を
控除するものとす。額を
第十号に規定する発行の
発行対象国債の利率 $\times 100 \times 1$
/ 2

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付二十年庫債券(第一回)	二・〇%	平成三十年三月十日	百九億円
利付二十年庫債券(第二回)	二・二%	平成三十二年三月十日	三億円
利付二十年庫債券(第三回)	二・一%	平成三十二年三月十日	十四億円
利付二十年庫債券(第一回)	二・〇%	平成三十年六月十日	四十億円
利付二十年庫債券(第二回)	一・九%	平成三十年三月十日	十三億円
利付二十年庫債券(第三回)	二・一%	平成三十年三月十日	四十億円
利付二十年庫債券(第四回)	二・二%	平成三十年三月十日	二百五十六億円
利付二十年庫債券(第五回)	二・二%	平成三十年六月十日	七十七億円
利付二十年庫債券(第六回)	二・四%	平成三十年三月十日	百八億円
利付二十年庫債券(第七回)	二・六%	平成三十年三月十日	三十五億円
利付二十年庫債券(第八回)	一・五%	平成三十年三月十日	二百四十億円

(別表)

十八 元利金支 日本銀行
十九 払場所 財務大臣から通知を受けた者
二十 払込期日 平成十九年八月三十日

(利付第二十五回) (国庫九回) (債券)	(利付第二十五回) (国庫八回) (債券)	(利付第二十五回) (国庫六回) (債券)
一 ・ 七 %	一 ・ 九 %	二 ・ 〇 %
平成四年四月二十三日	平成四年四月十九日	平成四年三月十六日
二十億円	三十億円	十四億円